

利根町告示第 3 4 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 2 6 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので，同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 5 月 1 7 日

利根町長 佐々木 喜 章

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
東文間地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 3 年 5 月 1 3 日
- 3 当該地区における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数	・ 法人	3 経営体
	・ 集落営農	2 経営体
	・ 個人	9 経営体
- 4 3 の結果として，当該地域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分いる。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は，原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイヤ・経営転換する人は，原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は，原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・中心経営体が病気やけが等の事情で営農の継続が困難となった場合には，機構の機能を活用し，農地の一時保全管理や新たな担い手への付け替えを進めることができるよう，機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。

6 地域農業の今後の取り組み

優良農地の確保

安定的かつ健全な農業を振興するため、農地中間管理機構を活用し集積を図り、土地利用型農業を推進する。また、大規模経営農家、農地保有合理化法人等を積極的に育成する。

農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が病気やけが等の事情で営農の継続が困難となった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな担い手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。

農業生産の近代化

稲作農業の推進を図るとともに、農地中間管理事業を活用し、担い手農家への集積・集約を進め、経営規模拡大や作業受託集団の育成を図る。また、農産物の直売や契約栽培を進め、安定した農作物の販売ルートの確保を図る。

都市近郊型農業の展開

水田の汎用化を図り土地利用率を高め、転作の集団化や共同利用施設の設置、農業機械の共同利用などを進め、農地の有効利用と生産の効率化を図る。また、首都圏の生鮮野菜の供給基地となりうる立地条件を生かし、野菜や花卉などの商品価値の高い作物の生産を奨励し収益性の向上を図る。

担い手の確保

農地情報の提供や研修会を開催し、担い手農家の育成とやる気のある新規就農者の確保を図る。